令和７年　第３回美瑛町農業委員会総会
議　　事　　録

1　会議名	令和７年　第３回美瑛町農業委員会総会			
2　会議の日時	令和７年３月26日　午後４時00分～午後５時00分			
3　会議の場所	役場4階　委員会室			
4　会議の出席委員 （14名）			2番	荒　川　博　彦
	3番	喜　多　順　一	4番	平　間　初　美
	5番	成　田　敦　志	6番	村　上　聡　和
	7番	森　平　敏　文	8番	浦　島　貴　之
	9番	有　富　友　昭	10番	大　場　　男
	11番	長谷川　　宏	12番	佐　藤　千代志
	13番	谷　口　　学	14番	上　村　昌　規
	15番	只　野　　透		
5　欠席委員（1名）	1番	打　田　佳　史		

6　議事日程

日程第１　　総会会期の決定について
日程第２　　議事録署名委員の指名について
日程第３　　諸般の報告について
日程第４　報告第１号　美瑛町農業委員会事務局職員の任免について
日程第５　報告第２号　公共用地取得について
日程第６　報告第３号　農地の賃貸借情報の提供について
日程第７　報告第４号　農地法第18条第６項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
日程第８　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について（所有権移転）
日程第９　議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について（使用貸借）
日程第10　議案第３号　農用地利用集積計画（案）について（令和７年３月28日公告予定分）
日程第11　議案第４号　農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに活動計画について

7　事　　務　　局	事務局長　栗　原　行　可 係　　長　佐　藤　衡　一

美　瑛　町　農　業　委　員　会

○事務局長　　只今から令和7年第3回美瑛町農業委員会総会を開会いたします。

本日の会議には1番打田委員から欠席の届出が提出されています。よって本日の会議の出席委員は14名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立して成立していることをご報告いたします。

これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立をお願いします。

（町民憲章）

私たちは、美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。

一つ、心も体も健やかに立派につとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話合い、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、決まりを守り助け合い、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化を高め、豊かな郷土をつくりましょう。

ご着席願います。

○事務局長　　開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

○只野会長　　今日は大変ご苦労さまです。ここ数日の天候で一気に雪も融け、畑が出てきたところです。春耕期を目前にした大変お忙しい中、今日の総会にご出席いただきありがとうございます。今日の総会では最後の利用集積計画の案件審議となります。

4月以降は、促進計画という新しい制度で、行っていきます。例年ですと4月末に総会が予定されておりますが、今年は5月1日となっておりますので、ご了承願います。

この後のスケジュール、皆様のご協力のもと、スムーズな進行でいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局長　　それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は只野会長にお願いいたします。

○議　　長　　これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。

○議　　長　　日程第1、総会会期の決定についての件を議題といたします。本総会の会期は本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

【無し】

異議無しと認めます。本日の総会の会期は本日1日限りに決定いたしました。

○議　　長　　日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は会議規則第17条第2項の規定により、7番森平委員、13番谷口委員を指名いたします。

○議　　長　　日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いいたします。

○事務局長　　諸般の報告をいたします。

番号1番、令和7年2月28日第7回、令和7年第2回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長以下14委員が出席しております。

番号2番、3月5日、令和6年度第3回ラスノーブル苗復活事業推進協議会が開催され、会長が出席されました。

番号3番、同じく3月7日、第61回美瑛町新農業人激励の集い並びに研修修了証書授与式が開催され会長が出席しております。

番号4番と5番は3月10日及び14日に美瑛町議会令和7年第2回定例会が開催され会長が出席しております。

番号6番、3月21日令和6年度、美瑛町農業振興機構理事会が開催され、会長が出席しております。

番号7番、3月24日、令和7年度会計年度任用職員、結婚相談員採用面接試験を実施し、面接官として会長と会長職務代理が出席しております。なお詳細につきましては、この後の委員協議会で、説明します。

以上です。

○議　　長　　これで、諸般の報告を終わります。

○議　　長　　日程第4、報告第1号、美瑛町農業委員会事務局職員の任免について、事務局から報告をお願いします。

○事 務 局　　報告第1号、美瑛町農業委員会事務局職員の任命についてです。農業委員会等に関する法律第26条第3項に基づき、美瑛町農業委員会事務局職員の任命を次のとおり行います。順に朗読させていただきます。（以下省略）

以上で報告第1号を終わります。

○議　　長　　発言は無いと思いますので、以上で報告第1号を終わります。

○議　　長　　日程第5、報告第2号、公共用地取得について、事務局から報告をお願いします。

○事 務 局　　報告第2号公共用地の取得について。

公共用地の取得について町から次のとおり報告がありました。別紙資料1をご覧ください。令和6年度の農地の取得につきましては、総務課から東部地区コミュニティ施設事業に伴う売買で一筆、1，625㎡。それから、3ページ4ページと続いておりますが、建設水道課から、全部で3路線、28筆面積合計4，049．9㎡。

路線につきましては、朗根内俵真布線・沼崎線、2号幹線となっておりまして、俵真布朗根内線以外の2路線につきましては、もう既に道路改良が終わっているところですが、事務手続きの関係で、遅れて登

記がされたものです。以上です。

○議　　長　　ただいま報告第2号について発言のある方は挙手願います。
【発言無し】
発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議　　長　　日程第6、報告第3号、農地の賃貸借情報の提供について、事務局から説明をお願いいたします。

○事 務 局　　報告第3号、農地の賃貸借情報の提供についてです。
農地法第52条による令和6年1月から令和6年12月における農地の賃貸借情報の提供について次のとおり報告いたします。
6年度、田32件、平均額7，741円、最高額11，300円、最低額3，000円、畑、56件、平均額3，511円、最高額が9，700円、最低額が600円です。
なおこの情報につきましては農地集結集積計画をもとにしておりまして、農地法第3条による賃貸借の情報は含まれておりません。農地法3条につきましては相対の取引ということもありまして、価格が安価に設定されることが多いためです。本総会にて報告後、町のホームページにて公表させていただきます。
以上で終わります。

○議　　長　　只今の報告第3号について発言のある方は挙手願います。
【発言無し】
発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議　　長　　日程第7、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、番号1番から番号11番まで一括して、事務局から報告をお願いいたします。

○事 務 局　　報告第4号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について。
農地法18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知のありました、貸主○○○○さん、借主○○○○さん外10件について報告いたします。
番号1番から10番につきましてはこの後売買や新規賃貸更新になるための解約です。また番号11番につきましては東部地区コミュニティ施設事業に伴う隣接地であり、それに伴う解約です。
今回提出された11案件につきましては、通知書の記載内容を確認したところ、土地の引渡し6か月以内に書面合意されているものであり、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がされているため賃貸借の解約が成立していることを報告いたします。
以上です。

○議　　長　　只今の報告第4号、番号1番から番号11番の件について、発言のある方は挙手願います。

【発言無し】

発言が無いようですので、以上で報告第4号を終わります。

○議　　長　　次に、日程第8、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転の件を議題といたします。議案第1号、番号1番の件について、事務局から説明をお願いいたします。

○事 務 局　　議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について。所有権移転です。申請のありました譲渡人○○○○さんから、譲受人○○○○さんほか6件の許可の可否について、審議を求めるものでございます。

なお、議案第1号で審議していただく7件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件を満たしていると思われます。

それでは番号1番、売買による所有権移転申請となります。申請場所はJR美瑛駅から○○に約○○kmとなっております。

土地の表示等詳細につきましては議案6ページをご確認ください。以上です。

○議　　長　　只今の説明に関連して、地区担当委員であります○○委員から補足説明をお願いいたします。

○担当委員　　今事務局の説明があったとおりです。この土地、○○○○さんが○○○○さん所有の土地の周りを耕作しており、たまたま堆肥盤となって残っていた部分を今回売買して処分するということになりました。何ら問題がないと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議　　長　　ありがとうございました。これより議案第1号、番号1番の件について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【発言無し】

発言が無いようですので、これで質疑を終わります。

○議　　長　　それでは採決いたします。議案第1号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。【挙手多数】

挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議　　長　　続いて議案第1号番号2番の件について、事務局から説明をお願いいたします。

○事 務 局　　番号2番、売買による所有権移転申請です。申請場所はJR美瑛駅から○○に約○○kmです。土地の表示等詳細につきましては議案の7ページをご確認ください。以上です。

○議　　長　　只今の説明に関連して、地区担当委員であります○○委員から補足説明をお願いいたします。

○担当委員　　事務局から説明のとおりです。○○○○さんは、所有者の○○にあたります。その周りを○○○○さんが畑として利用しており、今回宅地に付随している農地を処分するということで、このようになりました。何ら問題がないと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議　　長　　ありがとうございました。これより議案第1号、番号2番の件について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
【発言無し】
発言が無いようですので、これで質疑を終わります。

○議　　長　　それでは採決いたします。議案第1号、番号2番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。【挙手多数】
挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議　　長　　続いて議案第1号、番号3番及び番号4番の件については、関連がございますので、一括して審議いたします。事務局からの説明をお願いします。

○事 務 局　　番号3番、及び4番は、両方とも贈与による所有権移転申請となっており、3番と4番は相互の農地の交換ということで関連があるため、同時の説明とさせていただきます。
申請場所は、JR美瑛駅からともに○○に○○kmとなっております。土地の詳細につきましては、3番が8ページ、4番が9ページをご確認ください。
以上です。

○議　　長　　只今の説明に関連して、地区担当委員であります○○委員から補足説明をお願いいたします。

○担当委員　　事務局から説明があったとおりです。今回、○○○○さんと○○○○さんは、互いの土地に入り組んでいる形の畑となっております。今回分筆をして、お互いの畑をまとめるために贈与という形になりました。何ら問題がないと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議　　長　　ありがとうございました。これより議案第1号、番号3番及び番号4番の件について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
【発言無し】
発言が無いようですので、これで質疑を終わります。

○議　　長　　それでは採決いたします。議案第1号、番号3番及び番号4番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数】
挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議　　長　　続いて、議案第1号、番号5番の件について、事務局から説明をお願いいたします。

○事 務 局　　番号5番です。5番につきましても贈与による所有権移転申請となります。申請場所はJR美瑛駅から○○に約○○kmとなっております。土地表示と詳細につきましては、議案10ページをご確認ください。
以上です。

○議　　長　　只今の説明に関連して、地区担当委員であります○○委員から補足説明をお願いいたします。

○担当委員　　只今の件○○○○さん、○○○○さん。○○○○さんの○であります○○○○さんに売買が成立しておりまして、その時に水路の周りが図面上の不備により抜けていたということで、今回○○○○さんより贈与したいということですので、何ら問題はないと思っております。よろしくお願いします。

○議　　長　　ありがとうございました。これより議案第1号、番号5番の件について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
【発言無し】
発言が無いようですので、これで質疑を終わります。

○議　　長　　それでは採決します。議案第1号、番号5番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。【挙手多数】
挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議　　長　　続いて議案第1号、番号6番の件について、事務局から説明をお願いいたします。

○事 務 局　　番号6番ですが、これにつきましても贈与による所有権移転申請となっています。申請場所はJR美瑛駅から○○に約○○kmとなっております。土地の表示と詳細につきましては、議案の11ページをご確認ください。
以上です。

○議　　長　　只今の説明に関連して、地区担当委員であります○○委員から補足説明をお願いいたします。

○担当委員　　事務局の説明のとおりです。この後、議案第3号農用地利用集積計画案番号2番の案件に付随した土地で、面積が小さく耕作ができ

ない状態にあり、農振に入っておらず3条案件となりました。何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議　　長　　ありがとうございました。これより議案第1号、番号6番の件について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
【発言無し】
発言が無いようですので、これで質疑を終わります。

○議　　長　　それでは採決いたします。議案第1号、番号6番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。【挙手多数】
挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議　　長　　続いて議案第1号、番号7番の件について事務局から説明をお願いいたします。

○事 務 局　　番号7番です。7番につきましても、贈与による所有権移転申請となってございます。申請場所はJR美瑛駅から○○に約○○kmとなっております。土地表示等詳細につきましては、議案12ページをご確認ください。
以上です。

○議　　長　　只今の説明に関連して、地区担当委員であります○○委員から補足説明をお願いいたします。

○担当委員　　事務局からの報告のとおりです。○○○○さんと○○○○さん。○○○○さんは○○さんの○の○であり、親子ということで、今回3条にて○○○○さんへ贈与するというものになります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議　　長　　ありがとうございました。これより議案第1号、番号7番の件について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
【発言無し】
発言が無いようですので、これで質疑を終わります。

○議　　長　　それでは採決いたします。議案第1号、番号7番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。【挙手多数】
挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議　　長　　次に、日程第9、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、使用貸借の件を議題といたします。議案第2号、番号1番の件について、事務局から説明をお願いいたします。

○事 務 局　　議案第2号、農地法3条の規定による許可申請の使用貸借です。
農地法第3条の規定による農地の使用貸借権利設定のありまし

た、貸主〇〇〇〇さん、借主〇〇〇〇さん1件の許可の可否について審議を求めるものです。なお、議案第2号で審議いただくこの件につきましては、農地法3条の第2項には該当しないため、要件を満たしていると思われます。

番号1番です。〇〇〇〇さんの新規就農に伴い、夏に予定している公社の事業を活用するまでの繋ぎの賃貸という形になっております。申請場所はJR美瑛駅から〇〇に約〇〇㎞で、期間は許可日から繋ぎのため1年間となっております。土地表示詳細等につきましては議案13ページをご確認いただくとともに、新規就農者ということで、資料の2に青年等就農計画認定申請書を付けておりますので、併せてご確認ください。

なお、本件の決定につきまして、農林課の認定新規就農者となる予定でございます。以上で説明終わります。

〇議　　長　　只今の説明に関連して、地区担当委員であります〇〇委員から補足説明をお願いします。

〇担当委員　　事務局から説明があったとおりです。〇〇〇〇さんは〇〇が去年亡くなって一応離農するという形となり、その土地を今回新規就農の〇〇さんが受けるという形になりました。

公社にすぐ繋げないということで、今回このような形となりました。何ら問題がないと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇議　　長　　ありがとうございました。これより議案第2号、番号1番の件について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【発言無し】

発言が無いようですので、これで質疑を終わります。

〇議　　長　　それでは採決いたします。議案第2号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。【挙手多数】

挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

〇議　　長　　次に日程第10、議案第3号、農用地利用集積計画案について、令和7年3月28日公告予定分の件を議題といたします。議案第3号、番号1番から番号17番までの件については、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いいたします。

〇事 務 局　　議案第3号、農用地利用集積計画案について。令和7年第3回、令和7年3月28日公告予定分です。

〇〇〇〇さん他16件、改善組合了承済みから利用権の設定等、所有権の移転7件、賃貸10件につきまして、申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法附則、令和4年5月27日法律第56号、第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案について審議をお願いいたします。

それでは番号1番から7番までの売買につきましては、全件所有地処分です。続きまして番号の8番、それから13、15、17につきましては、新規の賃貸となっております。また、番号8番につきましては新規就農者で、先ほどの同じ資料3になりますが、青年就農計画認定申請書がありますので同じくご確認ください。

なお本件の決定につきましては、集積計画の公告をもって認定の新規就農者となる予定となります。

続きまして番号9番、10番、11番、12番。14番、16番が賃貸の更新となっております。以上設定を受けるもの17件12名5法人、設定をするもの17件16名1法人、田43筆222，643㎡、畑49筆416，202㎡、計92筆638，845㎡となります。

以上で説明終わります。

○議　長　　それでは、議案第3号、番号1番から番号17番までの件について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【発言無し】

発言が無いようですので、これで質疑を終わります。

○議　長　　それでは採決いたします。議案第3号、番号1番から番号17番までの件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。【挙手多数】

挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議　長　　次に日程第11、議案第4号、農業委員会の目標及びその達成に向けた評価点検並びに活動計画についての件を議題といたします。議案第4号について、事務局から説明をお願いいたします。

○議　長　　議案第4号、農業委員会の目標及びその達成に向けた評価、点検並びに活動計画についてです。

農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、令和6年度の実施状況の公表及び令和7年度の目標及びその達成に向けた活動計画について審議を求めるものです。

資料4をご覧ください。様式につきましては前年度から変更はございません。改めて様式について説明をいたしませんが、様式5は令和6年度の農地利用の最適化、それから、実施状況等についての公表となっております。農業委員会の状況や農業委員会の現在の体制、それから、農地の概要、2020年ですが、農林業センサス等の数字を用いながら、記載しています。

以降最適化の活動状況や、最適化活動の目標等もありますが、農地の集積の数字12，600ha 等が記載されておりまして、遊休農地の発生防止の状況、美瑛町については有りませんので、引き続きパトロールをすることとしています。

それから新規参入の促進について記載。4ページ及び5ページにつきましては、最適化の活動の目標について記載。美瑛町では改善組

合が中心となって農地の利用と努めていること、新規参入につきましては、農業振興機構が中心に活動していること等ご覧のとおりの記載となっています。

さらに事務の状況等につきまして総会等の開催実施状況、農地法3条に基づく許可の件数、転用の件数等を記載しております。最後、7ページは7年度の計画等になります。ここにつきましては前年度同様の計画で記載しておりますので、特に変更等はしておりません。

以上です。

〇議　長　　これより、議案第4号について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【発言無し】

発言が無いようですので、これで質疑を終わります。

〇議　長　　それでは採決いたします。議案第4号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。【挙手多数】

挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

〇議　長　　以上で本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。以上をもちまして、令和7年第3回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和　7年　3月　26日

美瑛町農業委員会長　只　野　　透

美瑛町農業委員　森　平　敏　文

美瑛町農業委員　谷　口　　学